

令和 7 年12月八戸市議会定例会

提 出 議 案

12月市議会定例会に付議すべき事件

議案第107号	令和7年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第108号	令和7年度八戸市自動車運送事業会計補正予算	別冊
議案第109号	令和7年度八戸市立市民病院事業会計補正予算	別冊
議案第110号	令和7年度八戸市下水道事業会計補正予算	別冊
議案第111号	令和7年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算	別冊
議案第112号	令和7年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第113号	令和7年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会 計補正予算	別冊
議案第114号	令和7年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第115号	令和7年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第116号	令和7年度八戸市介護保険特別会計補正予算	別冊
議案第117号	令和7年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第118号	令和7年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第119号	八戸市副市長に選任する者につき同意を求めること について	5
議案第120号	八戸市監査委員に選任する者につき同意を求めるこ とについて	9
議案第121号	八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	13
議案第122号	八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条 例等の一部を改正する条例の制定について	39
議案第123号	八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例の制 定について	53

議案第124号	地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例の制定について -----	55
議案第125号	八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について -----	57
議案第126号	八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について -----	59
議案第127号	八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について -----	61
議案第128号	八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について -----	63
議案第129号	八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について -----	65
議案第130号	指定ごみ袋の買入れについて -----	67
議案第131号	指定管理者の指定について ----- (福祉公民館及び福祉体育館)	69
議案第132号	指定管理者の指定について ----- (新井田道団地市営住宅ほか37施設)	71
議案第133号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について -----	75
議案第134号	市道路線の廃止及び認定について -----	77

議案第119号

八戸市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
八戸市副市長に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

副市長を選任するためのものである。

氏 名 佐々木 郁 夫

議案第120号

八戸市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
八戸市監査委員に別紙の者を選任することについて同意を求める。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

識見を有する1人の監査委員の任期満了に伴う後任の監査委員を選任するため同意を求めるものである。

氏 名 倉 成 美納里

議案第121号

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定等に準じ、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当の額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定をし、通勤手当の支給区分及びその額の見直しをするとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのものである。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員の給与に関する条例（昭和26年八戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項第1号中「310,000円」を「310,800円」に改める。

第12条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第19条の4第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」」を加える。

第19条の7第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の110」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700

6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	

	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
定	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
年	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
前	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
再	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
任	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
用	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
短	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
時	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
間	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
勤	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
務	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
職	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
員	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
以	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
外	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
の	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		

職員	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
	86	266,200	305,800	355,700	397,000				
	87	266,500	306,100	356,100	397,400				
	88	266,800	306,400	356,500	397,800				
	89	267,100	306,700	356,700	398,100				
	90	267,400	307,000	357,100	398,600				
	91	267,700	307,300	357,500	399,000				
	92	268,000	307,600	357,900	399,400				
	93	268,300	307,800	358,100	399,700				
	94		308,000	358,400					
	95		308,300	358,800					
	96		308,700	359,100					
	97		308,900	359,400					
	98		309,200	359,800					
	99		309,500	360,200					
	100		309,900	360,600					
	101		310,100	361,100					

	102		310,400	361,500					
	103		310,700	361,900					
	104		311,000	362,300					
	105		311,200	362,800					
	106		311,500	363,200					
	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第22条から第24条までの規定により給与を受ける職員を除く。）に適用する。

別表第2（第5条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	28	387,600	460,900	518,400
	29	389,500	462,300	519,800
	30	391,200	463,600	521,500
	31	392,900	465,000	523,300
	32	394,700	466,400	525,000
	33	396,400	467,700	526,500
	34	398,200	469,100	527,800
	35	399,800	470,400	529,100
	36	401,100	471,800	530,400
	37	402,500	473,200	531,400
	38	403,900	474,900	532,700
	39	405,300	476,500	534,000
	40	406,700	478,000	535,300
	41	408,200	479,600	536,300
	42	408,900	480,800	537,100
	43	409,500	481,900	537,900
	44	410,100	483,000	538,700
	45	410,900	484,000	539,600
	46	411,500	484,900	540,400
	47	412,100	485,800	541,200
	48	412,600	486,600	541,900
	49	413,100	487,300	542,700
	50	413,500	488,000	543,500
	51	414,000	488,700	544,200
	52	414,400	489,300	545,100
	53	414,800	489,900	546,000
	54	415,100	490,600	546,800
	55	415,400	491,200	547,700
	56	415,800	491,800	548,600
	57	416,100	492,100	549,400
	58	416,500	492,700	550,200
	59	416,800	493,300	551,000

	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、診療所等に勤務し、医療業務その他市長が指定する業務に従事する医師又は歯科医師である職員に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200

	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
定	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
年	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
前	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
再	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
任	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
用	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
短	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
時	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
間	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
勤	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
務	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
職	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
員	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		

以 外 の 職 員	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800		
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400		
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900		
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400		
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800		
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200		
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500		
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700		
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100		
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500		
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900		
	82	266,000	302,000	339,800	361,000	405,400		
	83	266,300	302,300	340,000	361,300	405,800		
	84	266,500	302,600	340,300	361,600	406,200		
	85	266,700	302,800	340,700	362,000	406,600		
	86		303,000	341,100	362,300			
	87		303,200	341,400	362,600			
	88		303,400	341,700	362,900			
	89		303,800	342,000	363,300			
	90		304,000	342,200	363,600			

	91		304,200	342,600	363,800			
	92		304,400	342,900	364,100			
	93		304,800	343,100	364,400			
	94		305,000	343,400	364,800			
	95		305,200	343,700	365,200			
	96		305,500	343,900	365,600			
	97		305,800	344,100	366,100			
	98		306,000	344,400	366,500			
	99		306,200	344,700	366,900			
	100		306,500	344,900	367,300			
	101		306,800	345,100	367,800			
	102		307,000	345,300				
	103		307,200	345,700				
	104		307,500	345,900				
	105		307,800	346,100				
	106			346,400				
	107			346,800				
	108			347,200				
	109			347,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400

備考 この表は、診療所等に勤務し、栄養管理、医療技術業務その他市長が指定する業務に従事する獣医師、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士である職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400

2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300

34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	

	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
定	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
年	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
前	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
再	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
任	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
用	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
短	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
時	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
間	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
勤	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
務	86	295,800	322,600	360,600	379,900		
職	87	296,300	323,600	361,400	380,500		
員	88	296,800	324,600	362,200	381,000		
以	89	297,200	325,500	362,800	381,300		
外	90	297,700	326,500	363,400	381,800		
の	91	298,200	327,500	364,000	382,100		
職	92	298,700	328,500	364,600	382,400		
員	93	299,200	329,300	365,000	383,000		
	94	299,600	330,000	365,400	383,500		
	95	300,100	330,700	365,900	384,000		
	96	300,700	331,300	366,300	384,500		
	97	301,300	331,800	366,800	385,100		

98	301,800	332,100	367,200	385,600		
99	302,300	332,600	367,700	386,100		
100	302,800	333,200	368,100	386,500		
101	303,200	333,600	368,400	387,100		
102	303,700	334,100	368,900	387,600		
103	304,100	334,700	369,200	388,100		
104	304,500	335,200	369,500	388,600		
105	304,900	335,600	369,900	389,200		
106	305,300	336,100	370,400	389,600		
107	305,700	336,600	370,900	390,100		
108	306,000	337,100	371,400	390,600		
109	306,200	337,500	371,900	391,200		
110	306,500	337,800	372,400			
111	306,700	338,100	372,900			
112	307,000	338,400	373,300			
113	307,300	338,700	373,700			
114	307,500	339,100	374,100			
115	307,800	339,400	374,600			
116	308,000	339,700	375,100			
117	308,300	339,900	375,500			
118	308,500	340,200	376,000			
119	308,800	340,500	376,500			
120	309,100	340,700	377,000			
121	309,400	340,900	377,300			
122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				
127	311,000	342,600				
128	311,400	342,800				
129	311,600	343,000				

130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					

	162	321,000					
	163	321,300					
	164	321,600					
	165	322,000					
	166	322,300					
	167	322,600					
	168	322,900					
	169	323,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 248,800	円 269,700	円 277,300	円 288,100	円 305,100	円 343,600

備考 この表は、診療所、学校等に勤務し、保健指導、看護その他市長が指定する業務に従事する保健師、看護師及び准看護師である職員に適用する。

別表第 3（第 5 条関係）

教育行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	212,900	234,000	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	375,700	460,100

12	237,600	258,200	376,900	461,200
13	239,800	259,800	378,100	462,400
14	241,900	261,200	379,400	463,200
15	244,000	262,600	380,600	464,000
16	246,100	264,000	381,800	464,900
17	248,200	265,400	382,800	465,800
18	250,000	266,600	384,000	466,200
19	251,700	267,800	385,200	466,700
20	253,400	269,000	386,300	467,200
21	255,100	270,300	387,300	467,700
22	256,400	271,400	388,500	
23	257,700	272,500	389,700	
24	258,900	273,700	390,800	
25	260,100	275,000	391,800	
26	261,200	276,700	393,000	
27	262,300	278,400	394,100	
28	263,400	280,100	395,200	
29	264,600	281,800	396,300	
30	265,700	283,800	397,500	
31	266,800	286,000	398,700	
32	267,800	288,200	399,800	
33	268,900	290,400	400,800	
34	269,900	292,600	401,900	
35	270,900	294,800	403,100	
36	272,000	296,900	404,300	
37	273,200	298,900	405,500	
38	274,100	300,800	406,800	
39	275,100	302,700	407,900	
40	276,200	304,500	409,100	
41	277,400	306,300	410,200	
42	278,500	308,200	411,500	
43	279,600	310,000	412,500	

	44	280,700	311,700	413,600	
	45	281,600	313,400	414,800	
	46	282,400	315,200	416,000	
	47	283,200	316,900	417,200	
	48	284,000	318,500	418,400	
	49	284,600	320,100	419,500	
	50	285,400	321,800	420,500	
	51	286,100	323,600	421,800	
	52	286,800	325,300	423,000	
	53	287,600	326,600	424,200	
	54	288,400	328,500	425,300	
	55	289,000	330,300	426,400	
	56	289,700	332,000	427,500	
	57	290,400	333,600	428,500	
	58	291,200	335,500	429,700	
	59	292,000	337,200	430,900	
	60	292,600	338,900	432,100	
	61	293,200	340,600	432,700	
	62	293,900	342,300	433,500	
	63	294,600	344,000	434,200	
	64	295,100	345,700	434,700	
	65	295,800	347,400	435,000	
定	66	296,500	348,700	435,300	
年	67	297,100	350,000	435,700	
前	68	297,700	351,300	436,100	
再	69	298,400	352,800	436,400	
任	70	299,100	354,300	436,800	
用	71	299,700	355,800	437,100	
短	72	300,400	357,300	437,400	
時	73	300,900	358,600	437,700	
間	74	301,500	360,100	438,000	
勤	75	302,200	361,600	438,300	

務 職 員 以 外 の 職 員	76	302,700	363,000	438,600	
	77	303,300	364,400	438,800	
	78	303,900	365,900	439,100	
	79	304,500	367,400	439,400	
	80	305,100	368,900	439,600	
	81	305,600	370,200	439,800	
	82	306,100	371,500		
	83	306,700	372,800		
	84	307,300	374,000		
	85	307,700	375,200		
	86	308,100	376,400		
	87	308,600	377,500		
	88	309,100	378,600		
	89	309,500	379,600		
	90	310,000	380,700		
	91	310,400	381,800		
	92	310,900	382,900		
	93	311,200	384,000		
	94	311,700	385,100		
	95	312,200	386,100		
	96	312,600	387,200		
	97	312,900	388,200		
	98	313,300	389,200		
	99	313,700	390,100		
	100	314,100	391,000		
	101	314,500	391,800		
	102	314,800	392,800		
	103	315,100	393,600		
	104	315,400	394,500		
	105	315,600	395,300		
	106	315,900	396,200		
	107	316,200	397,100		

108	316,400	398,000
109	316,600	398,800
110	316,800	399,800
111	317,100	400,700
112	317,400	401,600
113	317,600	402,200
114	317,800	403,100
115	318,000	404,000
116	318,300	404,900
117	318,600	405,700
118	318,800	406,400
119	319,100	407,200
120	319,400	408,000
121	319,600	408,600
122	319,800	409,300
123	320,000	410,000
124	320,300	410,600
125	320,600	411,200
126		411,900
127		412,400
128		413,000
129		413,600
130		414,200
131		414,700
132		415,200
133		415,500
134		415,800
135		416,000
136		416,300
137		416,600
138		416,900
139		417,200

	140		417,500		
	141		417,800		
	142		418,100		
	143		418,400		
	144		418,700		
	145		418,900		
	146		419,200		
	147		419,500		
	148		419,700		
	149		419,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 238,400	円 285,800	円 341,600	円 425,600

備考 この表は、教育委員会事務局又は教育委員会の所管する教育機関に勤務する職員で教育公務員から引き続いて採用されたものに適用する。

第2条 八戸市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改め、同号アからスまでを削る。

第12条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「の合計額が」を「及び前項第1号に定める額の合計額が」に、「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第19条の4第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の180」に改める。

第4条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の180」を「100分の175」に改める。

(八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部改正)

第5条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例（昭和24年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の180」に改める。

第6条 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の180」を「100分の175」に改める。

(八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の192.5」を「、6月に支給する場合においては100分の192.5、12月に支給する場合においては100分の202.5」に改める。

第8条 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条中「、6 月に支給する場合においては100分の192.5、12月に支給する場合においては100分の202.5」を「100分の197.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 第 1 条の規定による改正後の八戸市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
 - 3 第 3 条の規定による改正後の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第 5 条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例（以下「改正後の特別職給料条例」という。）の規定及び第 7 条の規定による改正後の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和 7 年12月 1 日から適用する。
- (給与等の内払)
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の八戸市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
 - 5 改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第 3 条の規定による改正前の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第 5 条の規定による改正前の八戸市特別職の職員の給料等に関する条例又は第 7 条の規定による改正前の八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬条例、改正後の特別職給料条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 6 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第122号

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

職員等の旅費及び費用弁償について、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、その種目及び内容の見直しをするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

第1条 八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例(昭和28年八戸市条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第8条」に、「第14条―第23条の2」を「第9条―第22条」に、「第23条の3」を「第23条」に、「第27条」を「第30条」に改める。

第2条第1項第3号中「勤務場所」を「勤務公署」に、「場所のない職員については」を「公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には」に、「又は居所」を「、居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第4号中「勤務場所」を「勤務公署」に改め、同項第5号中「若しくはその扶養親族又は遺族」を「又はその遺族」に、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「第25条」を「第26条」に改め、同条第2項中「、その配偶者又は」を「又はその」に改め、同条第3項中「(欠格条項)」及び「(懲戒)」を削り、「理由」を「事由」に、「前項第1号の規定にかかわらず、同号」を「前項の規定にかかわらず、同項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうち、その者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第6項中「よる」を「より」に改め、「交通機関の事故又は」を削り、「その他市長が」を「その他規則で」に、「より、」を「より」に、「、市長が」を「規則で」に改め、

同条に次の１項を加える。

７ 第１項、第２項、第４項及び第５項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第４条第１項中「市長」を「旅行命令権者」に改め、同条第２項中「市長」を「旅行命令権者」に、「、公務」を「公務」に改め、同条第３項中「市長は、すでに」を「旅行命令権者は、既に」に、「を変更（取消を含む。以下同じ。）する」を「の変更をする」に、「第５条第１項」を「次条第１項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第４項中「市長」を「旅行命令権者」に、「これを変更するには」を「その変更をするには」に改め、同項ただし書中「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第５項中「市長は、」を「旅行命令権者は、前項ただし書の規定により」に、「これを変更した」を「その変更をした」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第６項中「市長が」を「規則で」に改める。

第５条第１項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に、「市長」を「旅行命令権者」に改め、同条第２項中「できるだけすみやかに、市長」を「、できるだけ速やかに旅行命令権者」に改める。

第６条を削る。

第７条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旅費の計算）」を付し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第９条から第２０条までに規定する種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「よって旅行し」を「より旅行し」に改め、「、その」の次に「現によった」を加え、同条を第６条とする。

第８条から第１１条までを削り、第１２条に見出しとして「（年度経過等による区分）」を付し、同条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中」を「移動中」に、「職務の等級の変更等のため、」を「年度の経過等のため第９条に規定する」に、「又は車賃」を「及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）」に、「計算する」を「算定する」に改め、「場合には、」の次に「年度の経過等の後に」を加え、同条を第７条とする。

第１３条第１項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「に必要な書類」を「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料」に改め、同項後段中「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「当該旅行について、」を「、当該旅行について」に改め、同条第3項中「、過払金」を「過払金」に、「所定」を「、所定」に改め、同条第4項中「、第2項」を「第2項」に、「、過払金」を「過払金」に、「若しくは」を「、又は」に改め、同条第5項中「添付書類」を「資料」に、「及び様式」を「又は記録事項」に、「前項」を「第4項」に、「は、市長が」を「その他の必要な事項は、規則で」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって旅行命令権者が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、旅行命令権者が指定する電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第1章中第13条を第8条とする。

第2章を次のように改める。

第2章 内国旅行の旅費

（旅費の種目及び内容）

第9条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この条例及びこれに基づく規則で定めるところによる。

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員（以下「特別職の職員」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級））の運賃の額とする。

（船賃）

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（特別職の職員に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級））の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
 - (2) 座席指定料金
 - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級（特別職の職員が移動する場合には、最上級（等級が3以上に区分され

た航空機により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用。ただし、移動に直接要する費用の算定ができない場合は、次項の規定により計算した路程に1キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額を移動に直接要する費用とみなす。

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第3号ただし書の路程は、全路程を通算して計算するものとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則

で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第20条 同一市町村内における勤務公署の変更に伴う旅行については、職員のための公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（退職者等の旅費）

第21条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第22条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第23条の3第1項中「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下「旧法」という。）の規定を準用して支給する」を「国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて、その都度市長が定める」に改め、同条第2項を削り、第3章中同条を第23条とする。

第28条中「旧法及び国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針（昭和27年蔵計第922号）」を「国家公務員の旅費の支給」に改め、同条を第30条とする。

第27条の前の見出しを削り、同条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第29条とし、同条の前に見出しとして「（実施規定）」を付する。

第26条を第28条とする。

第25条中「（労働条件の明示）」及び「（帰郷旅費）」を削り、同条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第27条 会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第24条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上」に改め、「他の」の次に「条例等の」を加え、「において、」を「には」に、「こえて」を「超えた旅費又は通常必要としない」に、「には」を「においては」に、「こえる」を「超える」に、「について、旅費の全部又は一部」を「又はその必要としない部分の旅費」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「市長が」を「規則で」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条を第25条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額

とする。

- 2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

附則中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

別表第1及び別表第2を削る。

（八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第2条 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条中「費用弁償として別表第2に定める額を支給する」を「その費用を弁償する」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により支給する費用弁償の種目、内容、額等については、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の旅費支給の例による。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中央卸売市場取引委員会の委員」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

区 分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費	包括宿泊費	宿泊手当
監査委員（常勤者を除く。）	市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の旅費の例により計算した額						
教育委員会の委員 選挙管理委員 農業委員会の委員 農地利用最適化推進委員 固定資産評価審査委員会の委員 総合計画策定委員会の委員 総合計画等推進市民委員	市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の旅費の例により計算した額。ただし、宿泊費（包括宿泊費のうちこれに相当する部分を含む。）については、一般職の職員の旅費の例により計算した額とする。						

会の委員
まちの魅力創生ネットワーク会議の委員
多文化共生推進審議会の委員
観光振興審議会の委員
はちのへ文化のまちづくりアドバイザリーボードの委員
内丸地区街なみ環境整備事業検討委員会の委員
中心商店街空き店舗・空き床解消事業補助金審査委員会の委員
中心市街地にぎわい形成事業検討委員会の委員
スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の委員
行政改革委員会の委員
P F I 事業等事業者選定委員会の委員
新商品特定随意契約制度事業者認定審査会の委員
卓越技能者選考委員会の委員
農業委員会委員選考委員会の委員
八戸地域畜産振興ビジョン審議会の委員
総合農政審議会の委員
地域計画検討会議の委員
農業経営改善計画等検討会議の委員
農産物ブランド戦略会議の委員
南郷新規作物研究会議の委員
水産物ブランド戦略会議の委員
老人ホーム入所判定会議の委員
市民後見推進協議会の委員
生活支援体制整備推進協議会の委員

予防接種健康被害調査委員会の委員	
地域保健医療対策協議会の委員	
小児慢性特定疾病審査会の委員	
公共下水道基本構想検討委員会の委員	
プロポーザル等審査委員会の委員	
都市計画マスタープラン等策定委員会の委員	
八戸駅前広場整備基本計画検討委員会の委員	
教育振興基本計画策定委員会の委員	
教育支援委員会の委員	
通学区域審議会の委員	
地域スポーツ・文化芸術活動検討協議会の委員	
少年相談センター運営協議会の委員	
いじめ問題専門委員会の委員	
史跡丹後平古墳群保存活用計画検討会議の委員	
天然記念物蕪島ウミネコ繁殖地保存活用計画検討会議の委員	
協働のまちづくり推進委員会の委員	
特別功労者等表彰審査会の委員	
行政不服審査会の委員	
特別職報酬等審議会の委員	
退職手当審査会の委員	
公務災害補償等審査会の委員	
指定管理者選定委員会の委員	
健康福祉審議会の委員	
子ども・子育て会議の委員	
虐待等防止対策会議の委員	

いじめ問題再調査委員会の委員	
民生委員推薦会の委員	
災害弔慰金等支給審査委員会の委員	
障害支援区分判定審査会の委員	
住宅審議会の委員	
防災会議の委員	
水防協議会の委員	
国民保護協議会の委員	
男女共同参画審議会の委員	
環境審議会の委員	
感染症診査協議会の委員	
公害健康被害者認定審査会の委員	
国民健康保険運営協議会の委員	
中央卸売市場運営協議会の委員	
魚市場運営審議会の委員	
中小企業・小規模企業振興会議の委員	
勤労青少年ホーム運営審議会の委員	
景観審議会の委員	
緑の審議会の委員	
建築審査会の委員	
建築紛争調停委員会の委員	
旅館等建築審議会の委員	
開発審査会の委員	
住居表示審議会の委員	
都市計画審議会の委員	
土地区画整理審議会の委員	
評価員	
総合教育センター運営協議会の委員	
学校給食審議会の委員	
社会教育委員	
図書館協議会の委員	
博物館協議会の委員	

史跡根城跡整備活用検討 委員会の委員 埋蔵文化財センター是川 縄文館運営協議会の委員 史跡是川石器時代遺跡整 備検討委員会の委員 美術館運営協議会の委員 美術館美術品等収集委員 会の委員 公民館運営審議会の委員 文化財審議委員 臨時文化財審議委員 青少年問題協議会の委員 学校運営協議会の委員	
その他特別職の職員	各機関の長が市長と協議して定めた額

（八戸市実費弁償条例の一部改正）

第4条 八戸市実費弁償条例（昭和28年八戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に、「その実費を弁償し、旅行雑費は、市長において職員と均衡を失しない」を「一般職の職員の旅費の例により計算した」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項の旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項に規定する市長（改正前の条例附則第3項の規定により読み替える場合を含む。以下同じ。）が同項の旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の条例第4条第1項に規定する市長が同項の旅行命令を発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行命令を変更する旅行の

うち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行命令を変更する旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職、免職、失職若しくは休職となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第3条第5項及び第6項の規定は、同項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第27条の規定は、改正後の条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 6 第2条の規定による改正後の八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。
- 7 第4条の規定による改正後の八戸市実費弁償条例の規定は、施行日以後に要した実費から適用し、同日前に要した実費については、なお従前の例による。

（八戸市消防団条例の一部改正）

- 8 八戸市消防団条例（昭和27年八戸市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第14条第1項第3号」を「第10条第1項第5号」に改める。

（八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

- 9 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成19年八戸市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第11条中「八戸市職員等の旅費支給条例」を「八戸市職員等の旅費及び費用弁償の支給に関する条例」に、「第14条第1項第3号」を「第10条第1項第5号」に改める。

議案第123号

八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

卸売市場法の一部改正に伴い、中央卸売市場において取り扱う指定飲食料品等に関する事項の公表について定めるとともに、せり人の登録及び更新に係る試験を廃止し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例

八戸市中央卸売市場条例（昭和52年八戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（開設者による指定飲食料品等に関する事項の公表）

第3条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 取扱品目に含まれる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（市場において取扱予定のないものを除く。）
- (2) 前号の規定に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

第22条中第5項を削り、第6項を第5項とし、同条に次の1項を加える。

- 6 卸売業者は、市場におけるせりの業務を適正かつ円滑に行うため、第1項の登録を受けようとする者に対し、市長が行う市場の業務に係る法令等に関する研修を受けさせなければならない。

第23条第3項中「第5項」を「第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第124号

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例の制定について
地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

卸売市場法の一部改正に伴い、魚市場において取り扱う指定飲食料品等に関する事項の公表について定めるとともに、その他規定の整備をするためのものである。

地方卸売市場八戸市魚市場条例の一部を改正する条例

地方卸売市場八戸市魚市場条例（昭和47年八戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（開設者による指定飲食料品等に関する事項の公表）

第4条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 魚介藻類に含まれる食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（魚市場において取扱予定のないものを除く。）
- (2) 前号の規定に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

別表第2中

「

第一魚市場会議室		380円	680円	750円	900円	1,200円	1,500円	280円	許可と同時
第二魚市場	大会議室	720	1,300	1,450	1,700	2,300	2,900	350	〃
	小会議室	380	680	750	900	1,200	1,500	280	〃
第三魚市場	大会議室	4,000	6,000	—	10,000	—	—	—	〃
	小会議室	2,000	3,000	—	5,000	—	—	—	〃

」

を

「

第一魚市場会議室		380円	680円	750円	900円	1,200円	1,500円	280円	許可と同時
第三魚市場	大会議室	4,000	6,000	—	10,000	—	—	—	〃
	小会議室	2,000	3,000	—	5,000	—	—	—	〃

」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第125号

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、乳幼児に対する健康診査が行われた場合における指定児童発達支援事業所等に通所する障害児の健康診断について所要の改正をするためのものである。

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

八戸市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の
制定について

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長及び
母子支援員の資格要件を拡大するとともに、乳幼児に対する健康診査が行われた場合におけ
る入所者の健康診断について所要の改正をし、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年八戸市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第2項中「健康診断が行われた」を「健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-----------------------------	--------------------------------------

第27条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第28条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第12条及び第16条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第127号

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、健康診査が行われた場合における利用乳幼児の健康診断について所要の改正をするとともに、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第128号

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市印鑑条例の一部を改正する条例

八戸市印鑑条例（昭和61年八戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「民間事業者が設置する」を削る。

附 則

この条例は、令和8年2月2日から施行する。

議案第129号

八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

共同住宅における荷さばきのための駐車施設の附置義務を定めるとともに、自動車の駐車
の用に供する部分の基準について所要の改正をするためのものである。

八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

八戸市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成7年八戸市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条中「超える建築物」の次に「（共同住宅の用途にあっては、床面積が2,000平方メートルを超え、かつ、戸数が50戸以上の建築物）」を、「の部分の床面積」及び「掲げる面積」の次に「（共同住宅の用途にあっては、戸数）」を加え、同条の表を次のように改める。

ア	特定用途のうち百貨店その他の店舗の用途に供する部分の床面積	特定用途のうち事務所の用途に供する部分の床面積	特定用途のうち倉庫の用途に供する部分の床面積	特定用途のうち共同住宅の用途に供する部分の戸数	特定用途のうち百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅以外の用途に供する部分の床面積
イ	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	100戸	4,000平方メートル
ウ	$1 - \frac{6,000 \text{平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$				
備考 アの項に掲げる床面積及びウの項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。					

第7条中「高さ3メートル」を「高さ3.2メートル」に改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日前に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者が附置しなければならない駐車施設については、なお従前の例による。

議案第130号

指定ごみ袋の買入れについて
別紙のとおり指定ごみ袋を買い入れる。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

指定ごみ袋を買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品 名	数 量
家庭系可燃物用45リットル	4,836,000枚
家庭系可燃物用30リットル	2,272,000枚
家庭系可燃物用20リットル	1,056,000枚
家庭系不燃物用45リットル	78,000枚
家庭系不燃物用30リットル	96,000枚
家庭系不燃物用20リットル	96,000枚
ボランティア不燃物用20リットル	18,000枚
計	8,452,000枚

2 買入金額 55,741,994円

議案第131号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、福祉公民館及び福祉体育館の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

(1) 八戸市福祉公民館

(2) 八戸福祉体育館

2 指定管理者

八戸市城下四丁目19番15号

三八五交通株式会社

代表取締役 小笠原 修

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について
別紙のとおり指定管理者を指定する。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方自治法第244条の2第3項の規定により、新井田道団地市営住宅ほか37施設の管理を行う指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

- (1) 新井田道団地市営住宅
- (2) 八幡団地市営住宅
- (3) 吹上団地市営住宅
- (4) 多賀台団地市営住宅
- (5) 松野団地市営住宅
- (6) 白銀台団地市営住宅
- (7) 是川団地市営住宅
- (8) 緑ヶ丘団地市営住宅
- (9) 大久保団地市営住宅
- (10) 河原木団地市営住宅
- (11) 松園町団地市営住宅
- (12) 岬台団地市営住宅
- (13) 八重坂団地市営住宅
- (14) 日計団地市営住宅
- (15) 新丁下団地市営住宅
- (16) 坂ノ上団地市営住宅
- (17) 三島団地市営住宅
- (18) 類家南団地市営住宅
- (19) 石手洗団地市営住宅
- (20) 旭ヶ丘団地市営住宅
- (21) 白山台ヒルズ団地市営住宅
- (22) 市野沢団地市営住宅
- (23) 松内場団地市営住宅
- (24) 中央団地市営住宅
- (25) 築畑団地市営住宅
- (26) グリーントウン団地市営住宅
- (27) 番町ヒルズ団地市営住宅
- (28) 白銀いかずち団地市営住宅
- (29) 熊野堂団地改良市営住宅
- (30) 居合団地改良市営住宅
- (31) 西道団地改良市営住宅

- (32) 緑ヶ丘団地改良市営住宅
- (33) 松園町団地改良市営住宅
- (34) 八重坂団地改良市営住宅
- (35) 田端団地改良市営住宅
- (36) グリーントウンA型地域特別賃貸住宅
- (37) グリーントウン特定公共賃貸住宅
- (38) 若者定住促進賃貸住宅

2 指定管理者

清掃テクノ・東北産業グループ

代表者

八戸市城下四丁目12番5号

株式会社清掃テクノサービス

代表取締役 工 藤 義 孝

構成員

青森県三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平1番地865

株式会社東北産業

代表取締役 上 山 貢

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第133号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から黒石地区清掃施設組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

当市が加入する青森県市町村総合事務組合から令和8年3月31日をもって解散する黒石地区清掃施設組合を脱退させるため、地方自治法第286条第1項の規定により、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更をすることについて協議するものである。

青森県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合同規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。
別表第1中及び別表第2第8号の項中「、黒石地区清掃施設組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

議案第134号

市道路線の廃止及び認定について
別紙のとおり市道路線の廃止及び認定をする。

令和7年12月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、新産業団地整備・開発推進事業の実施に伴う市道路線の廃止及び認定をするためのものである。

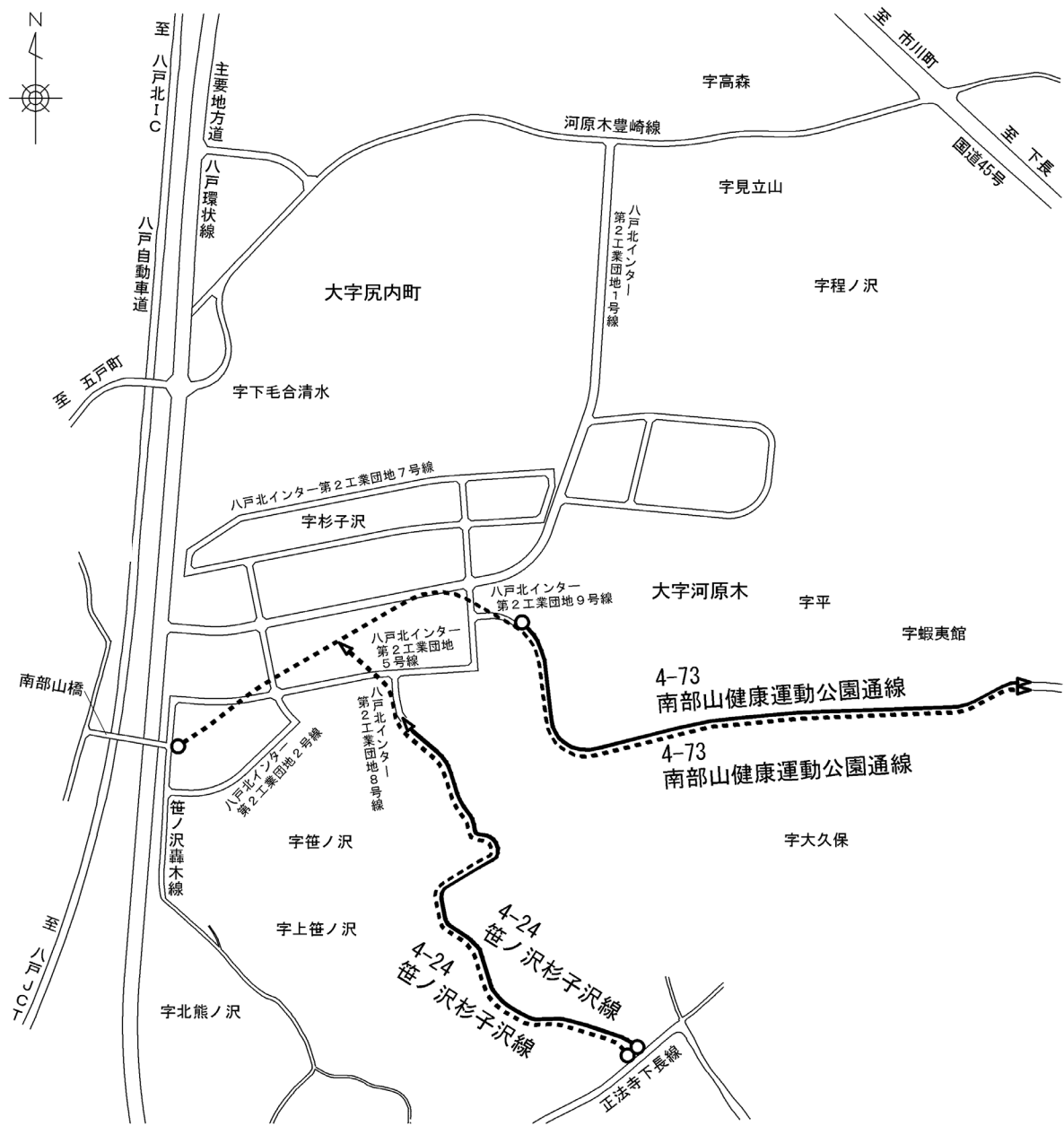
路線の廃止

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
笹ノ沢杉子沢線	八戸市大字尻内町字田端33番1地先 市道正法寺下長線分岐	
	八戸市大字尻内町字笹ノ沢65番地先 市道南部山健康運動公園通線	
南部山健康運動公園 通線	八戸市大字尻内町字杉子沢38番1地先 市道笹ノ沢轟木線分岐	
	八戸市大字河原木字蝦夷館3番11地先	

路線の認定

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
笹ノ沢杉子沢線	八戸市大字尻内町字田端33番1地先 市道正法寺下長線分岐	
	八戸市大字尻内町字笹ノ沢42番6地先 市道八戸北インター第2工業団地 8号線	
南部山健康運動公園 通線	八戸市大字河原木字平19番地先 市道八戸北インター第2工業団地 9号線	
	八戸市大字河原木字蝦夷館3番11地先	

議案第134号付図



廃止路線（新産業団地整備・開発推進事業関連）

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4-24	笹ノ沢杉子沢線	4.5～8.8	1,016.5
4-73	南部山健康運動公園通線	5.4～7.6	1,635.7

認定路線（新産業団地整備・開発推進事業関連）

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4-24	笹ノ沢杉子沢線	4.5～8.8	855.0
4-73	南部山健康運動公園通線	5.4～7.6	1,001.0

凡 例	
廃止路線	○-----▶
認定路線	○————▶
道 路	=====